

入札参加登録をしていない、市内の事業者の皆さん！！

小規模修繕業者名簿登載制度をご存知ですか？

相模原市発注の小規模な修繕を
やりたいけど、どうやって
手続きするのかなー

相模原市には、入札参加登録を
していない事業者のための制度
があるよ！
市に申請することで、最長
2年間の名簿登載ができるよ！

申請した後は、どのような
流れになるの？

登載名簿の登録業種や実績
などを事業担当課が見て、
見積りをお願いするよ！
具体的な手続きの流れは
裏面を見てね！

是非、申請をお願いします！

※ 制度の概要は裏面へ！

相模原市契約課

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15

TEL 042-769-8217



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

競争入札参加資格認定申請等

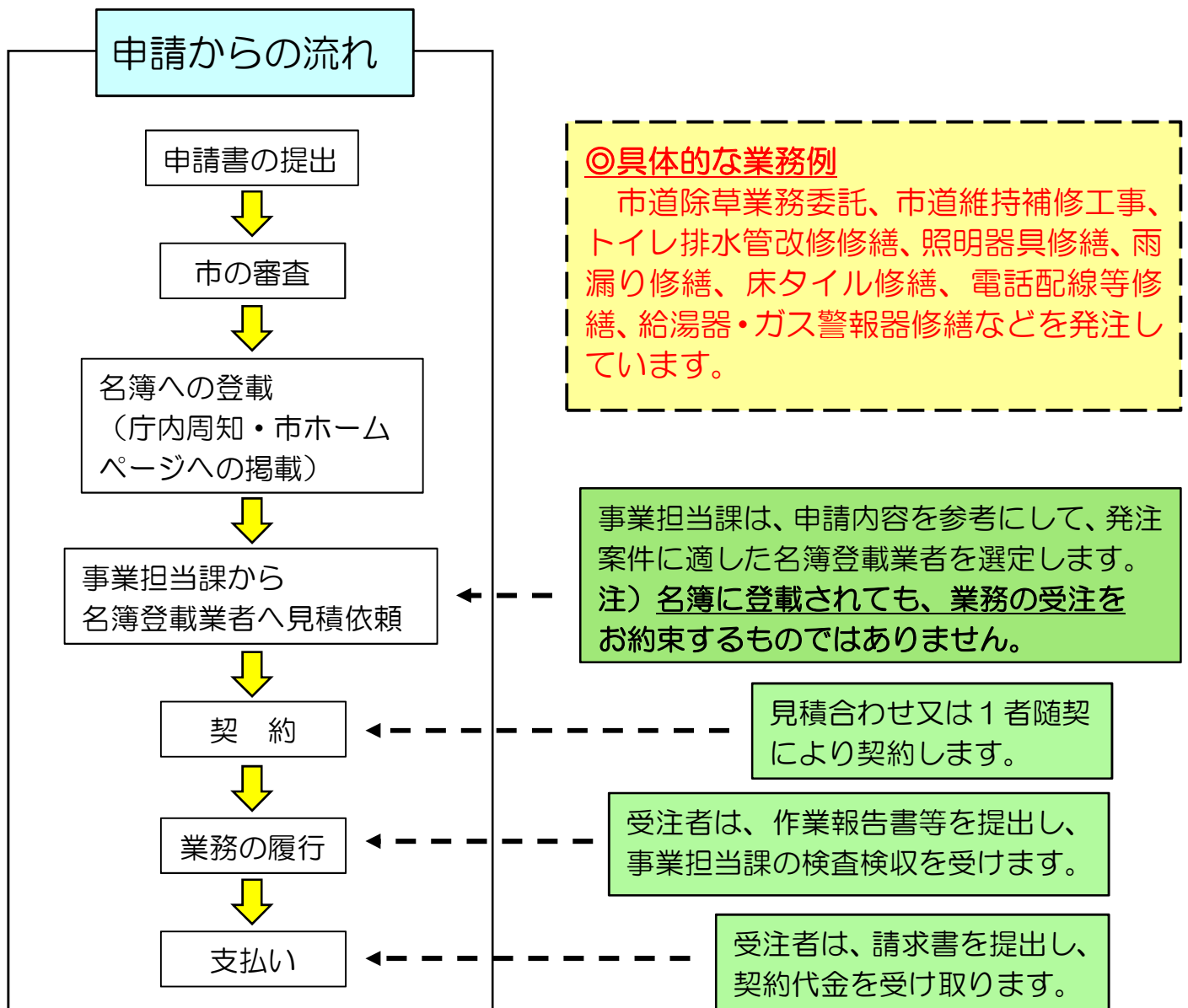
検索



小規模修繕業者名簿登載制度について

相模原市では、工事の入札参加登録を行っていない、小規模修繕業者の簡易な修繕等の受注機会を確保するために、優先的に見積依頼や発注を行う小規模修繕業者名簿登載制度を設けています。

○ 250万円以下の簡易な修繕などが対象です。



小規模修繕業者名簿への登載手続きの詳細は、相模原市ホームページに掲載している「小規模修繕業者名簿登載申請の手引き」をご覧ください。

（お問い合わせ先：相模原市契約課
TEL 042-769-8217）

